

那 霸 市 公 報

第 1 8 8 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那覇市議会ハラスメント防止条例（議会事務局庶務課）…………… 1055
- 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会事務局・人事課）…………… 1061
- 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会事務局）…………… 1064
- 那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）…………… 1067

◇ 規 則 ◇

- 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の施行期日を定める規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 1070
- 那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（企画調整課）…………… 1071
- 那覇市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則（文化財課）…………… 1072
- 那覇市自動車臨時運行許可に関する規則を廃止する規則（ハイサイ市民課）…………… 1073
- 那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1074

◇ 告 示 ◇

- 令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)（財政課）…………… 1076
- 令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)（財政課）…………… 1080

◇公 告◇

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1081
- 令和 6 年度（2024 年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書の公表について（法制契約課）…………… 1082
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）…………… 1083
- 那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について（保健総務課）…………… 1084

◇議会規則◇

- 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 1085

◇議会訓令◇

- 那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程…………… 1088

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 1091
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 1092

◇選挙管理委員会告示◇

- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について…………… 1093
- 那覇市選挙管理委員会規程の一部改正について…………… 1094

条 例

那覇市条例第36号
令和7年6月6日
公 布 済

那覇市議会ハラスメント防止条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、那覇市議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)と議員又は議員と職員等との間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア 職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為(那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(令和5年那覇市条例第45号)第2条第1号に規定する会議等の会議中に大きな声を出して議員や職員等に対して威嚇又は恫喝をする行為を含む。)

オ アからエまでに掲げる行為のほか、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害する社会通念上不適切な行為

(2) 職員等 那覇市、那覇市が構成団体となっている一部事務組合等、那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第2条第1項各号に掲げる団体及び同条例第10条各号に掲げる株式会社並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。)の職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員等との間において生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、議員間又は議員と職員等との間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取組をしなければならない。

2 議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

(相談体制の整備)

第6条 議長は、市長と協議の上、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を議会ハラスメント相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。

2 議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者(以下「申立人」という。)は、議長が別に定めるところにより、議会ハラスメント相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置(第7条第2項において「被害防止措置」という。)その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第7条 前条第2項の相談(以下「相談事案」という。)を受けた議会ハラスメント相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 前項の調査の結果、被害防止措置が必要と議会ハラスメント相談員が認める場合であつて申立人が当該被害防止措置を求めるときは、当該議会ハラスメント相談員は、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を報告するものとする。

(1) 職員等 市長

(2) 議員 議長

3 議会ハラスメント相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

4 議会ハラスメント相談員は、第2項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者に報告するものとする。

(1) 職員等 市長

(2) 議員 議長

5 議長及び市長は、前各項に規定する対応業務(以下「相談業務」という。)の遂行の自由を保障するものとする。

6 議会ハラスメント相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

7 議会ハラスメント相談員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に相談業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第8条 前条第1項の規定により議会ハラスメント相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第9条 申立人、被申立人、議会ハラスメント相談員その他の相談事案に関わる者は、第6条第2項の相談を行う又は相談が行われている旨、議会ハラスメント相談員の発言その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した議会ハラスメント相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 申立人、被申立人及び相談事案に関わる者(議会ハラスメント相談員を除く。)は、相談事案に関し議会ハラスメント相談員を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議会ハラスメント相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置)

第10条 市長は、第7条第2項第1号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)第6条第3項の規定により、議長に審査等の要求をする。

2 議長は、第7条第2項第2号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第26条第2項の那覇市議会各派代表者会議の議を経なければならない。

3 議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、那覇市議会各派代表者会議の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護)

第11条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取組の公表）

第12条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

（議長の職務代行）

第13条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が那覇市議会各派代表者会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第37号
令和7年7月1日
公 布 済

那霸市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後その期日を公示され、又は告示される公職選挙法(昭和25年法律第100号)第2条の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された同条の選挙については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>10,800円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	
開票管理者	日額	<u>10,800円</u>	
選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>	
投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>	
開票立会人	日額	<u>8,900円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>	
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600円</u>	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>12,200円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u>	
開票管理者	日額	<u>12,200円</u>	
選挙立会人	日額	<u>10,100円</u>	

投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u>
開票立会人	日額	<u>10,100円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>
[略]		

那霸市条例第38号
令和7年7月1日
公 布 済

那霸市議会議員及び那霸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して</p>

得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

那覇市条例第39号
令和7年7月1日
公 布 済

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和7年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後													
<p>(設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、<u>基準府令第10条第2項中「確保しなければ」とあるのは「確保するよう努めなければ」と、基準府令第19条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。</u></p>	<p>(設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる基準府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="842 846 1355 1881"> <tr> <td data-bbox="842 846 970 1227">第19条第2項</td> <td data-bbox="970 846 1134 1227">指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</td> <td data-bbox="1134 846 1355 1227">、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1227 970 1305">第21条第2号</td> <td data-bbox="970 1227 1134 1305">一・六五平方メートル</td> <td data-bbox="1134 1227 1355 1305">三・三平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1305 970 1574">第25条第1号</td> <td data-bbox="970 1305 1134 1574">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</td> <td data-bbox="1134 1305 1355 1574">那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和六年那覇市条例第九号)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1574 970 1881">第25条第2号</td> <td data-bbox="970 1574 1134 1881">認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基</td> <td data-bbox="1134 1574 1355 1881">那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例(令和六年那覇市条例第十四号)</td> </tr> </table>		第19条第2項	指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする	第21条第2号	一・六五平方メートル	三・三平方メートル	第25条第1号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和六年那覇市条例第九号)	第25条第2号	認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基	那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例(令和六年那覇市条例第十四号)
第19条第2項	指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする												
第21条第2号	一・六五平方メートル	三・三平方メートル												
第25条第1号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和六年那覇市条例第九号)												
第25条第2号	認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基	那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例(令和六年那覇市条例第十四号)												

	準	
第25条第3号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）	那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和六年那覇市条例第十二号）
第25条第4号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）	那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和六年那覇市条例第十一号）
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第29号
令和7年5月21日
公 布 済

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の施行期日を定める規則

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例(令和6年那覇市条例第37号)の施行期日は、令和7年6月1日とする。

那覇市規則第30号
令和7年5月21日
公 布 済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 納税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] 5～6 [略]	(企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 債権管理に係る総合調整に関する こと。</u> 5～6 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第31号
令和7年5月21日
公 布 済

那覇市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市歴史博物館条例施行規則(平成18年那覇市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の還付) 第5条 [略] 2～3 [略] 4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、還付を適当と認めるときは、還付承認書を交付するものとする。	(使用料の還付) 第5条 [略] 2～3 [略] 4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、還付を適当と認めるときは、還付承認書を交付するものとする。 <u>この場合において、口座振込の方法により還付をするときは、振り込みの完了をもって還付承認書の交付をしたものとみなす。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第32号
令和7年5月21日
公 布 済

那霸市自動車臨時運行許可に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那霸市自動車臨時運行許可に関する規則を廃止する規則

那霸市自動車臨時運行許可に関する規則(昭和49年那霸市規則第39号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

那霸市規則第33号
令和7年6月6日
公 布 済

那霸市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により市長が付加する定期調査等(法第12条第1項の規定による調査に限る。)の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査項目</th> <th style="text-align: center;">調査方法</th> <th style="text-align: center;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">換気設備の作動の状況</td> <td style="text-align: center;">各階の主要な換気設備の作動を確認する。</td> <td style="text-align: center;">換気設備が作動しないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">換気の妨げとなる物品の放置の状況</td> <td style="text-align: center;">目視により確認する。</td> <td style="text-align: center;">換気の妨げとなる物品が放置されていること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 [略]</p>	調査項目	調査方法	判定基準	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
調査項目	調査方法	判定基準								
換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。								
換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。								
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>										

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建築基準法の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による調査について適用し、同日前に実施する同項の規定による調査については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 198 号

令和 7 年 7 月 15 日

令和 7 年(2025 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,426,027 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186,863,397 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		3,661,793	812	3,662,605
	1 使用料	2,944,329	812	2,945,141
15 国庫支出金		55,482,601	1,004,986	56,487,587
	2 国庫補助金	10,341,658	1,004,986	11,346,644
16 県支出金		21,023,370	476	21,023,846
	2 県補助金	9,691,757	476	9,692,233
17 財産収入		1,355,001	60	1,355,061

	1 財産運用収入	647,747	60	647,807
19 繰入金		7,785,599	△221,430	7,564,169
	2 基金繰入金	7,782,532	△221,430	7,561,102
21 諸収入		2,421,468	53,223	2,474,691
	4 受託事業収入	134,798	85	134,883
	5 雑入	1,926,258	53,138	1,979,396
22 市債		11,054,000	587,900	11,641,900
	1 市債	11,054,000	587,900	11,641,900
歳入合計		185,437,370	1,426,027	186,863,397

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,662,036	△341,719	15,320,317
	1 総務管理費	12,607,222	△351,985	12,255,237
	2 徴税費	1,348,506	2,376	1,350,882
	3 戸籍住民基本台帳費	974,512	7,890	982,402
3 民生費		101,429,324	△19,382	101,409,942
	1 社会福祉費	36,954,736	772	36,955,508
	2 児童福祉費	37,881,622	△36,588	37,845,034
	3 生活保護費	26,592,965	16,434	26,609,399
4 衛生費		15,410,900	4,397	15,415,297
	1 保健衛生費	11,271,438	2,226	11,273,664
	2 清掃費	4,139,462	2,171	4,141,633
7 商工費		1,386,933	30,791	1,417,724
	1 商工費	1,386,933	30,791	1,417,724
8 土木費		16,438,214	75,809	16,514,023
	5 住宅費	5,194,425	75,809	5,270,234
9 消防費		4,214,413	25,606	4,240,019

	1 消防費	4,214,413	25,606	4,240,019
10 教育費		17,598,763	1,650,525	19,249,288
	1 教育総務費	2,750,325	1,720,062	4,470,387
	2 小学校費	4,153,608	57,288	4,210,896
	3 中学校費	3,252,497	22,880	3,275,377
	4 社会教育費	3,423,939	△149,705	3,274,234
歳 出 合 計		185,437,370	1,426,027	186,863,397

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
福祉・こども・生活保護区分業務システム標準化対応作業（情報政策課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	228,872
データ印字業務委託契約 C（情報政策課）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	2,588
崇元寺跡保存整備事業（文化財課）	令和 8 年度	149,629
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業（障がい福祉課）	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	129,781
宇栄原市営住宅第 6 期建替事業（昇降機）（市営住宅課）	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	131,303
小学校校務支援システム推進事業（学務課）	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	204,305
中学校校務支援システム推進事業（学務課）	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	102,155

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
申請書自動作成システムリリース (ハイサイ市民課)	令和8年度から 令和11年度まで	5,279	令和8年度から 令和12年度まで	5,939
学校 ICT 環境整備事業 (GIGA) 端末更新 (学務課)	令和7年度から 令和12年度まで	811,580	令和7年度から 令和12年度まで	63,360

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率 償還の方法
1 公立文化施設整備事業	308,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	307,200	補正前に同じ	
4 社会福祉施設整備事業					134,700		
13 消防施設整備事業					451,600		
14 教育施設整備事業					2,985,500		

那覇市告示第 199 号
令和 7 年 7 月 15 日

令和 7 年(2025 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 244,972 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,108,369 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		56,487,587	113,741	56,601,328
	2 国庫補助金	11,346,644	113,741	11,460,385
19 繰入金		7,564,169	131,231	7,695,400
	2 基金繰入金	7,561,102	131,231	7,692,333
歳入合計		186,863,397	244,972	187,108,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		101,409,942	244,972	101,654,914
	1 社会福祉費	36,955,508	165,951	37,121,459
	2 児童福祉費	37,845,034	79,021	37,924,055
歳出合計		186,863,397	244,972	187,108,369

公 告

那覇市公告第 266 号
令和 7 年 6 月 30 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 7 年 6 月 27 日 第 R2-03-04 号
那覇市指令ま建指第 41- R2-03-04 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市古島二丁目 31 番 1
2 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市古島 2 丁目 31 番地 1
地方独立行政法人 那覇市立病院 理事長 外間 浩
- 5 検査済証番号
令和 7 年 6 月 30 日 那ま建指第 71 号
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 6 月 27 日

那覇市公告第 267 号
令和 7 年 6 月 30 日
掲 示 済

令和 6 年度（2024 年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護
制度運用状況報告書の公表について

那覇市情報公開条例第 26 条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例第
13 条の規定に基づき、令和 6 年度（2024 年度）那覇市情報公開および那覇市個人
情報保護制度運用状況報告書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

※（別紙略）別紙は市政情報センターで閲覧できます。

那覇市公告第 276 号
令和 7 年 7 月 4 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の原案の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域の変更
「泊・新港臨港地区（11号岸壁背後用地及び10号岸壁背後用地）」
「泊・新港臨港地区（12号岸壁及び背後用地）」
那覇広域都市計画下水道の変更
- 2 都市計画の原案に係る区域
港町一丁目及び四丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 7 時
開催場所：那覇市役所 9 階 901 会議室（那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号）
- 4 公述申出書の提出期間、提出先及び受付時間
提出期間：令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで。
ただし、土・日曜日及び休日を除く。
提 出 先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。
- 5 公述人の要件
公述人となることができる者は、那覇広域都市計画区域内に住所を有する者とする。
- 6 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）
縦覧期間：令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで。
ただし、土・日曜日及び休日を除く。
縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。
- 7 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 293 号
令和 7 年 7 月 9 日
掲 示 済

那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 業務概要

- (1) 件名 那覇市保健所長寿命化計画策定業務について
- (2) 業務内容及び履行方法
別紙「那覇市保健所長寿命化計画策定業務委託特記仕様書」のとおり。
那覇市公式ホームページに掲載する。
- (3) 履行期間 契約の翌日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 見積上限額 5,500,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

2 実施型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者等を選定する。

3 募集方法、参加資格要件、スケジュール等

別紙「那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル募集要領」のとおり。那覇市公式ホームページに掲載する。

4 審査方法等

別紙「那覇市保健所長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査要領」のとおり。那覇市公式ホームページに掲載する。

5 審査結果の公表

優先交渉権者名及び次点者名を那覇市公式ホームページに掲載する。

6 問い合わせ先

那覇市健康部保健所保健総務課保健総務グループ
電話：098－853－7964（内 6001）
FAX：098－853－7965
E-mail：71412KOTA@city.naha.lg.jp

議会規則

那覇市議会規則第 3 号
令和 7 年 6 月 30 日
公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 野原 嘉孝

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和7年8月4日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	条例第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議 又は調整並びに議会に関する条例等の 検討、運用及び検証を行う。	[略]	
[略]			

備考

1～3 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	条例第21条の規定による議会の機能強化、 条例第23条の議員研修の充実強化、 条例第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議 又は調整並びに議会に関する条例等の	[略]	

	検討、運用及び検証を行う。	
[略]		

備考

1～3 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広聴参画 会議	条例第7条第2項の市民が議会活動に参画する機会の確保、 <u>条例第9条第2項の市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	[略]	
広報会議	[略]		
議会改革 会議	条例第21条の規定による議会の機能強化、 <u>条例第23条の議員研修の充実強化等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	<u>各会派から選出された議員</u> <u>議長により選任された議員</u>	<u>座長</u>

備考

- 1 [略]
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副座長をもって招集権者とする。この場合において、座長及び副座長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
参画会議	条例第7条第2項の市民が議会活動に参画する機会の確保等に関し、調査、協議又は調整を行う。	[略]	
広聴会議	条例第9条の規定により設ける意見を <u>広聴する機会等</u> に関し、調査、協議又は調整を行う。	<u>各会派から選出された議員</u> <u>議長により選任された議員</u>	<u>座長</u>
広報会議	[略]		

備考

- 1 [略]
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の座長補佐をもって招集権者とする。この場合において、座長及び座長補佐ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 [略]

議会訓令

那覇市議会訓令第 4 号
令和 7 年 6 月 13 日
公 布 済

那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程を次のように定める。

那覇市議会議長 野原 嘉孝

那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、那覇市議会ハラスメント防止条例(令和7年那覇市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口の設置)

第2条 条例第6条第1項の規定により、那覇市議会ハラスメント相談窓口を設置し、議会ハラスメント相談員を置く。

2 議会ハラスメント相談員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 弁護士
- (2) 公認心理師
- (3) 臨床心理士
- (4) 認定ハラスメント相談員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者であつて、那覇市議会議長(以下「議長」という。)が適当と認めるもの

3 条例第6条第2項に規定する申立人からの相談は、電話、電子メール、面談等によるものとする。

4 前項の相談を受け付けた議会ハラスメント相談員は、遅滞なく、相談業務に当たるものとする。

(被害防止措置が必要な場合の報告)

第3条 議会ハラスメント相談員は、条例第7条第2項に規定する報告を行うに当たっては、相談の内容、調査の結果その他被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出するものとする。

(被害防止措置等)

第4条 条例第10条第2項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) ハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起
- (2) ハラスメントであると認める場合 中止の求め
- (3) ハラスメントが繰り返される場合 指導

(4) ハラスメントが繰り返され、又は、その程度が甚だしいと認める場合 勸告

2 条例第10条第2項の規定により、議長が被申立人に対し被害防止措置を講じたときは、申立人にその旨を通知する。

(取組状況の公表)

第5条 条例第12条の規定による取組状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

付 則

この規程は、令和7年6月13日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 13 号
令和 7 年 7 月 1 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 11 号
指定工事店名	呉設備工業
営業所所在地	那覇市首里石嶺町 3 丁目 296 番地 7
代表者氏名	呉屋 盛夫

那覇市上下水道局告示第 14 号
令 和 7 年 7 月 1 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

記

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者 指 定 年 月 日
11	株式会社 呉設備工業	那覇市首里石嶺町 3 丁目 296 番地 7	呉屋 收永 令和 7 年 5 月 30 日
557	株式会社沖縄装美工業	那覇市首里石嶺町 4 丁目 164 番地 3	川満 孝幸 令和 7 年 6 月 24 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 7 号
令和 7 年 7 月 2 日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

令和 7 年 7 月 20 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、公示日以前に投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合、その交付及び発送を開始する日は、令和 7 年 7 月 9 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

那覇市選挙管理委員会告示第 10 号
令 和 7 年 7 月 2 日
掲 示 済

那覇市選挙執行規程(平成 12 年那覇市選挙管理委員会告示第 42 号)の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程(平成12年那覇市選挙管理委員会告示第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第28条 法第197条の2(実費弁償及び報酬の額)第1項及び第2項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第141条《自動車、船舶及び拡声機の使用》第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。以下第4号において同じ。)に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し、支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき <u>12,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき <u>3,000円</u></p> <p>カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し、支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき <u>10,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し、</p>	<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき <u>23,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき <u>4,500円</u></p> <p>カ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき <u>20,000円</u></p> <p>(4) [略]</p>

<p>支給することができる報酬の額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき <u>10,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条(自動車、船舶及び 拡声機の使用)第1項の規定により選 挙運動のために使用される自動車又 は船舶の上における選挙運動のため に使用する者及び専ら手話通訳のため に使用する者 1日につき<u>15,000</u> <u>円</u></p>	<p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき <u>15,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条(自動車、船舶及び 拡声機の使用)第1項の規定により選 挙運動のために使用される自動車又 は船舶の上における選挙運動のため に使用する者及び専ら手話通訳のため に使用する者 1日につき<u>20,000</u> <u>円</u></p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この告示は、令和7年7月2日から施行する。